

## <「公的年金」繰り下げ制度の盲点>

FPネットワーク神奈川会員 長谷川義洋

令和4年4月から、公的年金の繰り上げ、繰り下げ制度が大幅に改正されました。人生100年時代、これから繰り下げ希望者が増えてくるのではないかと予想されます。しかし、繰り下げが出来ない場合など繰り下げ制度には、思わぬ「落とし穴」があります。繰り下げに伴ういくつかの注意点についてお伝えさせていただきます。

### ■今年4月からの年金制度改正内容の確認

公的年金は原則65歳が受給開始年齢になっています。しかし、60歳から請求できます。これを繰り上げ受給と言います。今年3月までは1ヵ月早めると0.5%本来の年金額から減額されていました。60歳で請求すると最大5年分30%減額されて受給することになります。また、65歳からの受給を最大5年、70歳まで遅らせる（繰り下げ受給）ことが出来ました。1ヵ月遅らせるごとに0.7%、最大5年分42%増額することが出来ました。

今年4月からは繰り上げの減額率は1ヵ月0.5%から0.4%に改正されました。その結果60歳で請求した場合でも24%減で済むことになりました。繰り下げに関しては、1ヵ月0.7%に変更はありませんが、今まで70歳までだった繰り下げが、最大75歳まで10年間84%増額が可能となりました。

繰り上げ請求は、原則、今年60歳になる昭和37年4月2日生まれの人から、繰り下げ受給は、今年70歳になる昭和27年4月2日生まれで、まだ年金を受給していない人から、新制度が適用されます。

### ■繰り下げ制度の注意点 (1) 繰り下げが出来ない場合

遺族年金などの受給権があると、繰り下げできない  
正確には「他の年金たる給付」の受給権者である場合に繰り下げできないとなっています。かなり難しい内容ですので、ここでは詳しい説明は割愛させていただきます。一般的な夫婦を具体例に解説させていただきます。子は既に独立しているものとします。

**NPO法人 FPネットワーク神奈川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

- (1) 妻が65歳になった時点で、夫の遺族厚生年金を受給していた場合  
自身の老齢基礎年金も、老齢厚生年金も繰り下げできません。
- (2) 夫が妻の死亡時に55歳以上66歳未満の場合（厚生年金の加入歴のある妻に限る、夫は妻の死亡時、妻と同居、年収が将来にわたって850万円未満である場合）  
夫は60歳から妻の遺族厚生年金を受給できるため、遺族厚生年金を受給。  
65歳時点で夫の老齢厚生年金が支給開始、しかし妻の遺族厚生年金より自身の老齢厚生年金の方が多いため、妻の遺族厚生年金を受給しなくとも遺族厚生年金の受給権者に変わりはないので、自身の老齢基礎年金は繰り下げできません。
- (3) 夫が66歳以降で繰り下げ期間中に妻（厚生年金の加入歴のあり）が死亡した場合  
（2）と同様、遺族厚生年金の受給権が発生するので、この時点で繰り下げは終了します。
- (4) 障害基礎年金のみの受給権者の場合は、自身の老齢厚生年金の繰り下げは可能です。

## ■繰り下げ制度の注意点（2） 年金受給権の時効（5年）との関係

- (1) 繰り下げを選択した場合であっても、病気などでお金が必要になり、繰り下げを選択しない場合（例73歳時点）、5年前（68歳時点）に繰り下げの申し出があったものとみなして増額された年金を一括で受け取ることが出来ます。  
この場合65歳から68歳前までの3年間は繰り下げ期間となり、 $0.7\% \times 36$ ヵ月分＝25.2%増となります。  
25.2%増の年金5年分を一括で、以後は毎年25.2%増の年金を受け取ることになります。つまり5年以上前の年金が時効で消滅しないような配慮がなされています。この制度は令和5年4月1日から施行されます
- (2) 繰り下げ期間中に亡くなった場合、遺族は未支給年金を請求できます。  
73歳時点でなくなった場合、（1）と異なり、繰り下げ制度は適用されず、なおかつ時効の適用があります。65歳時点の年金額（増額されない年金額）で決定され、5年分の年金が一括で支給されます。  
5年以上前の年金（65歳～67歳の3年分）は時効により受け取れません。

## ■繰り下げ制度の注意点（3） 繰り下げ増額された年金受給者の死亡後の遺族年金

遺族厚生年金は繰り下げ増額された年金の4分の3にはなりません  
繰り下げ前の年金額で計算されます。

## ■繰り下げ制度 その他の注意点

繰り下げ期間中に配偶者の加給年金がある場合、加給年金は増額されない。

繰り下げ期間中に厚生年金の加入者として働く場合、繰り下げの対象となる老齢厚生年金は在職支給停止額を差し引いた調整後の年金額となります。

繰り下げにより、年金収入が増えることにより、税金や社会保険料負担が増えるため必ずしも年金増額率ほどの収入増にはならない。

繰り下げ受給を希望する場合、いつまで繰り下げかなどを、事前に年金事務所に届け出る必要はありません。

受給を開始したいときに裁定請求と繰り下げ手続きを同時に行うことで済みます。

ただ楽しみにしていた増額された年金をもらう手続きをしようと、年金事務所に行ったところ、今まで述べてきた理由などで、繰り下げできませんといわれることも考えられます。

年金の繰り上げ、繰り下げは、一度請求すると変更、取り消しがききません。  
事前に年金事務所等で必ず相談してから決定するようにいたしましょう。